

あなたと 家内労働法

2020



1 家内労働法の対象

まず始めに、この法律の対象となる「家内労働者」、「委託者」、「補助者」についてふれておきましょう。

1 家内労働者

通常、自宅を作業場として、メーカーや問屋などの委託者から部品や原材料の提供を受けて、一人で（もしくは家族とともに）、部品の製造や加工などを行い、その労働に対して工賃を受け取っている人のことです。

2 補助者

家内労働者と一緒に住んでいる家族（親族）で、家内労働者の仕事を手伝っている人のことです。

3 委託者

メーカーや問屋などの業者で、部品や原材料などを直接、家内労働者に提供し、物品の製造や加工などを委託している人のことです。

参考 1 家内労働者はやわかり

家内労働者	注文主は？	仕事は？	原材料は？	収入は？	作業者は？
家内労働者	①製造・加工業、販売業者、これらの請負業者（複数可）	②物品の製造及び加工など	③注文主から提供を受ける	④物品の加工賃	⑤自分自身と同居の家族
家内労働者には該当しません	⑥一般の家庭など	⑦セールス、運送、宛て名書き	⑧自分で調達	⑨製品の売上げ	⑩常に他人を雇用

(注)・①から⑤のすべてにあてはまれば家内労働者です。

・⑥から⑩のいずれか一つに該当すれば、家内労働者ではありません。

・大規模な機械設備を有する作業場の場合も家内労働者には該当しません。

参考 2 家内労働者の 3 類型

専門的 家内労働者	家内労働が世帯の本業であり、一人で又は家族と一緒に仕事をし、その収入で生計を立てている人
内職的 家内労働者	主たる生計維持者以外の家族（例えば、主婦（夫）など）で、世帯の本業とは別に、家計の補助などのため家事の合間に家内労働を行う人
副業的 家内労働者	他に本業を持ちながら、本業の合間に、一人で又は家族と一緒に家内労働を行う人

2 家内労働法のきまり (委託者のみなさんへ)

家内労働法は、委託者にいろいろな義務を定めています。主なものは次のとおりです。ぜひ守っていただきたいと思います。努力義務以外の事項は、違反すれば罰則の適用があります。

1 『最低賃金』のきまりがあります

最低工賃額は、最低額の意味ですから、この額を下回る工賃での委託は無効となります。したがって、委託者のみなさんは、この額より低い工賃での委託をすることはできません。もしそういう約束をしたとしても、最低工賃との差額を支払わなくてはなりません。最低工賃額以上の工賃を支払わない場合は、罰金が科せられます。

東京都では、2020年5月現在、3業種について、最低工賃が決められています。

(①東京都電気機械器具製造業最低工賃、②東京都婦人既製洋服製造業最低工賃、③東京都革靴製造業最低工賃) このうち①東京都電気機械器具製造業最低工賃は、令和元年7月31日に改正されました。

2 工賃を支払うときに注意することは

家内労働者は、工賃で生計を立てています。そこで、工賃の支払いが遅れたり、全く支払われなかったりすると、暮らしに困ってしまいます。こういうことのないように、工賃については、現金で全額を支払うことや、納品から1ヶ月以内に支払うことなどが、委託者のみなさんに義務づけられています。

現金で

製品や、小切手での支払いはできません。

ただし、家内労働者の同意があれば、次の2つは、さしつかえありません。

- ア 郵便為替の交付
- イ 銀行などの預金・貯金への振込み

納品から1ヶ月以内に

納められた製品の検査が終わっていないからといって、支払いを先にのばすことはできません。

また、現金払いの例外のときにも、やはり1ヶ月以内に、家内労働者の手元に届いていなくてはなりません。

全額一括して

たとえば、家内労働者が、必要な機械などを委託者から買ったとしても、代金を工賃から差し引いて支払うことはできません。

また、不良品があって、工賃を減額する場合でも、一度全額支払ってから改めてその額を請求するということになりません。

※なお、製品の受け渡しや工賃の支払いは、原則として、家内労働者の仕事場で行うように努めなければなりません。

家内労働者は、委託者の指揮監督のもとで働くわけではありません。労働時間や作業方法などは、本人の責任で行われ、しかも複数の委託者と契約することもできます。こういう面からは、「自営業者」的であるといえます。

一方、家内労働者は、委託者から原材料を提供され、他人を使わずに製造・加工などの仕事をしています。

これは、仕事の報酬としての工賃を得るためであり、経済的には委託者に従属しています。この面からは、「雇用労働者」的であるといえます。

家内労働法は、このような実情から、形式的には自営業者として労働基準法の保護を受けない家内労働者を、雇用労働者に準じるものとして保護しているのです。

3 家内労働手帳の交付が義務付けられています

委託者のみなさんが、家内労働者に仕事を頼むとき、材料を渡しますが、このとき、もうひとつ忘れてはいけないのが、**家内労働手帳**です。

これは、後になって委託者と家内労働者の間でトラブルが起こるのを防ぐために、工賃などの約束事について、前もって文書で明確にしておくものです。

伝票式家内労働手帳（見本）



これらの用紙は2枚複写になっています。
2枚目を家内労働者の方に交付してください。

※必要なことが書いてあれば、いつも使っている伝票でもかまいません。

また、課税のための文書ではないので、印紙をはる必要もありません。

東京都では、伝票式の家内労働手帳を作成し、「家内労働相談コーナー」で無料でお配りしています。ご利用ください。

〈帳簿の保存期間が延長されます〉

家内労働法施行規則の一部を改正する省令が令和2年4月1日より施行されましたことに伴い、帳簿の保存期間は現行の3年間から5年間に延長されることとなりました。

この改正の内容については、経過措置により、令和2年4月1日以後に締結される委託に関する契約に係る帳簿の保存期間について適用されます。

4 委託の打ち切りの予告について

家内労働者の中には、同じ仕事を長いこと続け、技能を持っている方がたくさんいます。こういう方たちは、急に仕事を打ち切られても、他の仕事に変わることはむずかしく、生活に困ってしまいます。

そのようなことのないよう、継続して仕事を出している委託者が、やむを得ず委託を打ち切らざるを得ないときは、その家内労働者が別の委託者を探そうとすることができるよう、十分な予告期間をとってください。

5 労働基準監督署への届出が必要です

① 委託状況届

事業の種類、営業所の名称・所在地、委託している仕事の内容、家内労働者や補助者などの数を、次のように届け出てください。

ア 初めて委託者になった方は、そのときすぐに

イ 毎年、4月1日現在の状況については、4月30日までに

② 家内労働死傷病届

家内労働者又は補助者の方が、仕事を原因とするけがや病気により、4日以上休業したり、又は亡くなられた場合は、届出が必要です。

3 専門的・家内労働者のみなさんへ

②で述べたように、家内労働法は委託者にいろいろな義務を課しています。家内労働法が守られるためには、家内労働者のみなさん自身が法の内容を知って、委託者に働きかけることが大切です。

また、万が一に備えて以下のような労災制度にもぜひ加入しましょう。

労災保険特別加入制度について

仕事が原因でケガや病気をしたときのために、国では、労災保険制度をもうけて保険給付を行っています。これは本来、雇用労働者を対象としていますが、特に危険有害な仕事をしている家内労働者も加入できます。

① 加入できるのは、例えば次のような方です。

- ア プレス機械等を使って、金属・合成樹脂・皮などを加工している方
- イ 有機溶剤、または、それを含んでいる物を使って、履物、靴などを加工している方

② 加入の方法は？

家内労働者の場合は、個人ではなく団体を通じて加入することになります。すでに労災保険関係の成立している「家内労働者の特別加入団体」に加入する方法があります。

③ 補償給付の内容

家内労働者が、その作業により、ケガをしたり病気になったとき、以下のような給付が受けられます。

- ケガや病気がなおるまで、無料で治療が受けられます。
- 療養のため仕事ができず休業した場合、休業補償給付が受けられます。
- ケガや病気がなおったあとと障害が残ったときは、年金や一時金が支給されます。
- 死亡した場合は、遺族に対して、年金や一時金が支給されます。葬祭を行う人に対して、葬祭料が支給されます。



4 内職的家内労働者のみなさんへ

内職者も **1 参考 1** 家内労働者はやわかりの要件を満たしていれば、家内労働者となり、家内労働法が適用されます。

1 内職を始めるときは

内職を始めたいという方は、ほとんどが、仕事はしたいけれど家事や育児で家をあけられないという方です。そこで、内職を始めるにあたって、まず、自分がどのくらいの時間を仕事にあてられるか、考えましょう。それには、家族の理解を得ることも大事です。

次に、内職には、いろいろな仕事があり、主なものは、和裁・洋裁・縫製加工・組み立て・文字入力などです。仕事によっては、危険・有害なものもあります。また、騒音や悪臭、ゴミなどの出るものもあります。これらのことに注意し、自分のできる仕事を選びましょう。ただし、「短時間で誰にでも簡単にできて、工賃の高い内職」というのはありません。高い工賃をもらうには、根気よく続けて効率を良くし、かつ、技術を身につけることです。

みなさんの製品を買ったり使ったりする人がいます。責任をもって仕事にとりくみましょう。

2 内職グループをつくりませんか

内職は、一人でやるより、グループで行う方が、いろいろ便利です。

- 大量の仕事を引き受けることができ、業者の信頼を高め、条件の良い仕事ができるようになります。
- グループ全体で業者と話し合いをすることにより、工賃などの条件を少しずつでも良くすることができます。
- 少し遠くても、業者が材料や製品を運んでくれるので、手間がはぶけます。
- グループの方が、業者の技術講習などを受けやすくなります。また、仲間どうしで、いろいろな情報の交換もできます。

3 インチキ内職の“落とし穴”に落ちないために

- 高収入すぎるのは要注意。簡単な仕事で高収入というのは、ないと考えてよいでしょう。「成功報酬」というのも、成功する保証がないので、気をつけましょう。
- 費用がかかるものは、よく考えましょう。
- 広告には甘い話ばかり書いてありませんか。
- 仕事の内容・工賃など、条件を最初にはっきりさせましょう。
家内労働者である内職者には、家内労働法が適用されます。
家内労働手帳をもらいましょう。



内職相談窓口

内職をしたい方、仕事を出したい委託者のご相談に応じます。

窓 口	所在地	電話番号
千代田区 地域振興部 商工観光課 商工振興係	千代田区九段南 1-2-1	03-5211-4124
中央区 福祉保健部 福祉センター 管理係	中央区明石町 12-1	03-3545-9311
新宿区 公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター 就労支援部 就労支援課	新宿区新宿 7-3-29 新宿ここ・から広場 しごと棟 1階	03-3200-3412
文京区 一般社団法人文京区勤労者共済会	文京区春日 1-16-21 文京シビックセンター地下2階	03-5803-1108
台東区 文化産業観光部 産業振興課 庶務・雇用担当	台東区東上野 4-5-6 台東区役所 9階	03-5246-1152
墨田区 すみだ就職相談室 「就職支援コーナーすみだ」	墨田区吾妻橋 1-23-20 墨田区役所 1階すみだ就職相談室内	03-5608-6298
江東区 こうとう若者・女性しごとセンター	江東区亀戸 2-19-1 カメラアプラザ9階	03-5836-5160
品川区 品川区就業センター	品川区西品川 1-28-3 品川区立中小企業センター1階	03-5498-6353
目黒区 健康福祉部 高齢福祉課 いきがい支援係	目黒区上目黒 2-19-15	03-5722-9837
大田区 公益財団法人大田区産業振興協会 地域型産業推進課 経営サポート担当 内職相談	大田区南蒲田 1-20-20 大田区産業プラザ3階	03-3733-6109
世田谷区 三茶おしごとカフェ(三軒茶屋就労支援センター) 世田谷区産業振興公社 産業振興課おしごと支援係	世田谷区太子堂 2-16-7 世田谷産業プラザ2階	03-3411-6604
中野区 区民部 産業観光課 産業振興係	中野区中野 4-8-1 中野区役所9階16番窓口	03-3228-8729
杉並区 産業振興センター 就労・経営支援係	杉並区上荻 1-2-1 Daiwa 荻窪タワー 2階	03-5347-9077
豊島区 文化商工部 生活産業課 商工グループ	豊島区南池袋 2-45-1 豊島区役所7階	03-4566-2742
北区 地域振興部 産業振興課 赤羽しごとコーナー	北区赤羽 1-1-38 (赤羽区民事務所内)	03-3908-3244
荒川区 JOB コーナー町屋	荒川区荒川 7-50-9 センターまちや3階	03-3800-8710
板橋区 福祉部 管理課 庶務係	板橋区板橋 2-66-1 本庁舎北館8階	03-3579-2352
練馬区 産業経済部 経済課 中小企業振興係	練馬区豊玉北 6-12-1	03-5984-1483
足立区 足立区勤労福祉会館	足立区綾瀬 1-34-7	03-3838-3581
葛飾区 しごと発見プラザかつしか	葛飾区青戸 7-2-1 テクノプラザかつしか1階	03-5680-8765
江戸川区 生活振興部 地域振興課 生活就労支援係	江戸川区中央 1-4-1 江戸川区役所東棟1階	03-5662-0976
三鷹市 生活環境部 生活経済課 商工労政係	三鷹市野崎 1-1-1 三鷹市役所第二庁舎2階	0422-45-1151

※内職相談については、原則として各区・市在住の方が対象になります。

「インチキ内職」などのトラブルにまきこまれた時の相談窓口

東京都消費生活総合センター(飯田橋) TEL: 03-3235-1155

新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 15～17階

受付時間: 午前9時から午後5時(日・祝日・年末年始はお休みです。)

家内労働法についての監督や指導の相談窓口

(委託状況届、家内労働死傷病届など、各種届出はこちらへ)

東京労働局・各労働基準監督署

名称	所在地	電話番号	管轄区域	最寄り駅
東京労働局	千代田区九段南 1-2-1 九段南第3合同庁舎 13階	03(3512)1614	都内全域	地下鉄九段下
中央	文京区後楽 1-9-20 飯田橋合同庁舎 6・7階	03(5803)7381	千代田区、中央区、文京区、伊豆諸島	JR飯田橋
上野	台東区池之端 1-2-22 上野合同庁舎 7階	03(6872)1230	台東区	JR上野
三田	港区芝 5-35-2 安全衛生総合会館 3階	03(3452)5473	港区	JR田町
品川	品川区上大崎 3-13-26	03(3443)5742	品川区、目黒区	JR五反田
大田	大田区蒲田 5-40-3 月村ビル 8・9階	03(3732)0174	大田区	JR蒲田
渋谷	渋谷区神南 1-3-5 渋谷神南合同庁舎	03(3780)6527	渋谷区、世田谷区	JR渋谷
新宿	新宿区百人町 4-4-1 新宿労働総合庁舎 4・5階	03(3361)3949	新宿区、中野区、杉並区	JR高田馬場
池袋	豊島区池袋 4-30-20 豊島地方合同庁舎 1階	03(3971)1257	豊島区、板橋区、練馬区	JR池袋
王子	北区赤羽 2-8-5	03(6679)0183	北区	JR赤羽
足立	足立区千住旭町 4-21 足立地方合同庁舎 4階	03(3882)1188	足立区、荒川区	JR北千住
向島	墨田区東向島 4-33-13	03(5630)1031	墨田区、葛飾区	東武線東向島
亀戸	江東区亀戸 2-19-1 カメラプラザ 8階	03(3637)8130	江東区	JR亀戸
江戸川	江戸川区船堀 2-4-11	03(6681)8212	江戸川区	都営新宿線船堀
八王子	八王子市明神町 3-8-10	042(680)8752	八王子市、日野市、稲城市、多摩市	京王線京王八王子
立川	立川市緑町 4-2 立川地方合同庁舎 3階	042(523)4472	立川市、昭島市、府中市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、武蔵村山市、東大和市	JR立川
青梅	青梅市東青梅 2-6-2	0428(28)0058	青梅市、福生市、あきる野市、羽村市、西多摩郡	JR東青梅
三鷹	武蔵野市御殿山 1-1-3 クリスタルパークビル 3階	0422(67)0651	武蔵野市、三鷹市、調布市、西東京市、狛江市、清瀬市、東久留米市	JR吉祥寺
八王子町田支署	町田市森野 2-28-14 町田地方合同庁舎 2階	042(718)8610	町田市	小田急線町田

家内労働者・委託者のための相談窓口

東京都家内労働相談コーナー (東京都労働環境課浅草分室)

〒111-0032 台東区浅草 5-70-11 川口ビル 2階 TEL: 03 (3871) 4555 FAX: 03 (3871) 4550

家内労働相談員が常駐し、工賃に関するトラブル、作業場の環境改善、あんしん共済、生活資金融資など、家内労働全般についてのご相談をお受けしています。

また、製靴関係の仕事の情報を提供しています。製靴関係の仕事をお探しの専門的・家内労働者の方は、どうぞご利用ください。

なお、東京都のホームページ「TOKYO はたらくネット」などでも、製靴関係の仕事の情報提供を行っています。



TOKYO はたらくネット

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/>

東京都産業労働局雇用就業部労働環境課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 TEL 03 (5320) 4654 (ダイヤルイン)

登録番号 (2) 52

令和2年7月発行

